健康づくりの取り組み内容

登録期間中に組織で重点的に実施する健康づくりの取り組み内容を(1)~(7)の中から2つ以上選択してください。

(1)健診や 特定保健指 導の受診率 向上	①特定健康診査や健康診断の受診率向上 ②特定保健指導の実施率向上
	③がんや歯科など各種検診の受診率向上
(2)食生活 の改善	①1日野菜摂取量350g以上の推進
	②ベジファーストの促進
	③ふなばしMOREベジ協力店の利用促進
	④定期的なベジチェックの実施
	⑤減塩の推進
(3)運動と 身体活動の 推進	①ふなばし健康ポイントの参加者数および歩数の増加促進
	②階段の利用促進
	③職場での定期的なラジオ体操の実施
(4)喫煙対 策の推進	①喫煙率低下への取り組み
	②受動喫煙の対策
(5)メンタル ヘルス対策 の推進	①ストレスチェックの実施
	②ゲートキーパー研修の実施
	③ワークエンゲージメント調査の実施
(6)労働環 境の整備	①ノー残業DAYの日の設定
	②時間外労働の減少への取り組み
	③有給休暇の取得日数増加への取り組み
	④社内コミュニケーションの促進
	⑤ハラスメントの抑制の促進
(7)その他	①定期的な健康セミナーや講座の開催
	②かかりつけ歯科医を持つことの推奨
	③職場内で歯磨きができる環境の整備 と、食後の歯磨きの推進
	1

職場をあげての健康づくりを 会社のブランドにしよう!

市のホームページ等 に会社名等掲載

広報や市の封筒の 一部に会社名を印字

自社のホームページ等 でもPR



お問い合わせ

船橋市地域·職域連携推進連絡協議会

事務局:船橋市役所 地域保健課 健康増進係

5047-409-3274

Mail:chiikihoken@city.funabashi.lg.jp

従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所を 応援します!

ふなばし健康宣言事業所制度 登録のご案内



ふなばし健やかプラン21に基づき、市民、関係機関・団体・行政が連携・協働を図り「誰もが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目的とし、従業員の健康づくりと、組織の活性化を目指します。



健康経営®の効果とメリットは?

従業員の健康増進のための取り組みは、人材の確保のほか、職場の活性化、生産性の向上、企業イメージの向上、離職率低下、医療費削減など多くの効果があります。心身共に健やかな職場環境づくりは、経営の視点から重要な位置づけのひとつです。

船橋市は健康経営をサポートします!

ふなばし健康宣言事業所制度とは?

従業員の健康づくりに取り組む事業所を「ふなばし健康宣言事業所」として登録し、サポートします。

船橋市のサポート 事業を無料で利用 できます 市民宛の封筒の一 部に企業名を掲載 してPRします

登録マークを事業 所のHPや求人広告 に使えます 健康課題解決に向けた取り組みを一緒に考えます

健康経営の取り組みをステップアップし、「健康 経営優良法人」の認定を目指すことができます。





※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

申請要件

- 1. 市内に事業所を有していること
- 2. 代表者の他に従業員が1名以上いること
- 3. 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、 これらの者と関係を有していないこと
- 4. 市税を滞納していないこと
- 5. 登録された事業所の情報を、市がホームページ等で広く周知することに同意すること
- 6. 登録後、社内・社外に「ふなばし健康宣言 事業所」であることを発信すること

申請・登録の流れ

- 1.申請書類の 準備
- ・市ホームページからダウンロード、地域保健課の窓口にて配布



- 2.申請書類の 記入
- ・ふなばし健康宣言事業所制度申請書(様式第1号)を作成



- 3.申請書類の 提出
- ・様式をメールや郵送、または地 域保健課の窓口へ持参



4.書類審查



- ・書類審査が通ったら、決定通知書(様式第2号)と登録証が手元に届く
- 5.登録証交付

登録開始•登録期間

登録開始

・登録日は、申請月の翌々月の 1日とする

登録期間

- ・登録日から登録日の属する翌 年度末までとする
- ・健康づくりに取り組む

実施の報告

実施報告書の 提出 ・登録事業所は、登録期間が終了する年度内の1月から3月末までに、ふなばし健康宣言事業所制度実施報告書(様式第3号)を市長に提出する

詳しくはこちらから

「ふなばし健康宣言事業所制度」の詳しい内容 や申請書類については、下記QRコードよりご 確認いただけます。





小さな"できること"を積み重ね、 働き世代の健康づくりを始めま しょう!